

# 人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会

## (第7回) 概要

### 1 開催日時等

- 開催日時：令和3年2月19日（金）16:30～18:30
- 場 所：中央合同庁舎第2号館 6階 地方財政審議会会議室
- 出席者：鈴木座長、宇野委員、江夏委員、小西（砂）委員、小西（雄）委員、  
小林委員、小室委員、勢一委員、山本委員、吉岡委員  
渡邊公営企業審議官、五嶋公営企業課長、乾公営企業経営室長  
水野準公営企業室長、安藤課長補佐 ほか

### 2 議題

- (1) 公営企業の概念・範囲及び地方公営企業法（財務規定）の適用範囲の整理
- (2) 経営規律の基軸のあり方や経営成績の客観的な評価
- (3) 広域的な連携や都道府県等の補完等による小規模団体の取組の支援
- (4) 報告書 骨子案

### 3 配布資料

- (資料1) これまでの議論の整理と報告書の方向性（案）について
- (資料2) 公営企業会計を適用すべき事業の範囲の検討について
- (資料3) 決算書類(事業報告書)への記載が考えられる経営指標の検討について
- (資料4) 持続的な経営を支える人的資源の活用方策について
- (資料5) 事務の共同処理などによる自治体間の連携方策について
- (資料6) 報告書 骨子案

### 4 概要

- (1) 事務局より資料1、資料2について説明
- (2) 事務局より資料1、資料3について説明
- (3) 事務局より資料1、資料4、資料5について説明
- (4) 出席者からの主な意見

<公営企業の概念・範囲及び地方公営企業法（財務規定）の適用範囲の整理について>

- 財務規定等の適用については、事業規模や経営の費用対効果で考えるのは問題ないとする。当然適用ではない事業についても、「継続的に事業を行うもの、施設・資産が大きなもの」については法適用が求められることについて明記するべきではないか。
- 簡易水道や規模の小さな下水道、排水処理施設など規模にかかわらず適用を推進している。今後、当然適用とする場合は、経費負担区分に関する施行令の規定との整合性を議論していく必要がある。
- S23 に地方財政法、S27 に地方公営企業法が成立し、公営企業の範囲については段階的に拡大していく方向だったが、S41 の改正時以降、拡大が止まっている。法適用の範囲の拡大を止めるという総括はされておらず、改めて拡大を考える必要があるのではないか。
- 令和5年度までの拡大集中取組期間の終了後は、集落排水・浄化槽について、少なくとも財務規定等が当然適用となる法改正に向け、今のうちから準備すべきではないか。
- 現状、公共下水道以外の下水道は、地財法第6条・地財令第46条における「公営企業」ではなく、法適用を行うことで単体で健全化法第4章の適用の対象となる。今後、ある程度の規模になれば地財令第46条に位置づけていき、これにより健全化法の対象としていくべきではないか。
- 方向性には概ね賛成だが、例えば、事業単体での収支よりも地域経済への波及効果を目的とする事業では、一般会計から多額の繰り入れを行っており、そういった事業も移行対象とするのかについては一層の議論が必要ではないか。
- 会計適用の費用対効果について、委託料がかかるほか、マンパワーを要することを考慮すべき。導入のみならずランニングにおいてもマンパワーを要する。資産を把握するのは重要であるが公営企業会計に移行しなくてもできるのではないか。
- 移行経費の考え方について、数値で線引きすることには一定の合理性があると考えられるが、その数字を踏まえて会計を操作することがないようにするような工夫が必要ではないか。
- 移行経費について、平均で約1,400万円と紹介されているが、母集団が小さいからか感覚的には高いと思う。先行的に取り組んでいることもあるとは思いますが、上振れしているのではないか。
- 消費税の申告は事業規模が1,000万円であり、そういった基準もあり得るのではないか。
- 事業規模について、料金収入が少ない公営企業でも、一般会計からの繰入金が多額に及ぶ場

合もあり、料金収入が小さいからといって適用対象外とするのは違和感がある。

- 移行経費には地方財政措置があり、これらを活用すると 1,000 万円かかってもその半分を一般会計が負担するので、公営企業側の負担は（10 年償還とすると）年間 50 万円くらいになる。
- 資料 2 の P. 12 における所有資産の状況は、用地取得費も入っていると思われるが、青空駐車場のような、土地しか持たない事業は法適用の必要は少ないのではないか。
- 特別会計設置義務がない事業について、どんぶり勘定にならないよう、切り離して特別会計でやっている団体も多いが、一般会計か特別会計で実施するかは団体に委ねるべきではないか。
- 駐車場事業や介護サービス事業は民間事業者も行っており、株式会社、社会福祉法人、財団法人など、企業会計を導入し、消費税の申告もしている。そうした事業者は税金投入せずに企業会計を導入しているのに、自治体の方は、一般会計の中で埋もれていて経営状況も見えませんね、となると不公平感もでてしまうので、経営成績の見える化、運営状況の明確化の観点から、企業会計でやるメリットがあるのではないか。
- 民間の企業会計では、非財務情報が企業価値に占める割合が増えている。今後、公営企業会計においても非財務情報をどう取り入れていくのかも重要になるのではないか。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模災害が発生している中、地方公営企業が地域でどういう役割を果たしていくのか、広域連携をどのように進めていくのか、改めて考えることが重要。
- 簡易水道の法適用について、広域化の検討の中でシステム標準化も考えていくことが重要。小規模団体は広域化の中で事務の共同化を行うことが可能ではないか。

<経営規律の基軸のあり方や経営成績の客観的な評価について>

- 経営ミッションを条例に書き込むのはハードルが高いため、経営戦略や決算書類に記載するという案に賛成である。
- 経営戦略に位置付けることで、ステークホルダーに見えるように、見せ方について工夫が必要と考える。
- 経営ミッションを経営戦略に書き込むことで、経営「戦略」になるのではないか。
- 経営ミッションとは、民間企業でいえば、企業の定款のようなものとする。

- 地方公営企業法第4条では、設置条例で「経営の基本に関する事項」を定めることとされているが、S41の改正前は、「基本計画」を設けることとされていた。「基本計画」という文言を落としたのは、「経営の基本に関する事項」に包含されるからであり、経営ミッションを条例で定めるのは法の趣旨においても無理なことではないと考える。条例で何を定めるのかを議論すべきではないか。
- 「経営戦略」は、むしろ「管理者」が「専門的知見」から作るものと考えられるのではないか。議会は、より抽象的な「ミッション」ないし「基本的事項」が果たされているかどうかについて、予算審議を通じて関与してはどうか。公営企業は地独法と異なり、自治体の直営企業であり、「予算統制」が中心。地方公営企業法の建付けに合うと考える。
- 経営戦略を地域で共有し、それを元に議論をすることが重要である。ただ、専門的過ぎると議会や住民に理解されず、また、人口以外の将来推計も共有しないと議論が進まない。地方制度調査会でも「地域の未来予測」を共有するよう提言されており、2040年以降を見据えたまちづくりとのリンクが必要である。
- 経営戦略の下で議論・評価をして次の戦略を考えていく上で、議会の役割も重要だというメッセージが必要ではないか。
- 首長と管理者の役割を分別し、経営責任を明確化すべきではないか。実態上、小規模団体の中には、経営状況が分かるのは担当者のみで、誰が公営企業の経営の実質的な責任者か明確でないところもある。併任、兼務でもよいので、管理者を置くべきではないか。
- 公営企業の原則からすると、管理者を置くことを想定しているが、管理者がいない場合には、別の仕組みとして、首長を中心として行政一体として事業を運営するスキームを考える必要があるのではないか。
- 資産維持費を含んだ原価については、経営戦略などのツールにおいて分かるようにしておくことが必要。
- 資産維持費の重要性については同感である。資産維持費の取扱いについて、総務省の下水道研究会では引き続き検討するとされた。これは、集落排水や浄化槽事業では法適用がまだ十分ではない点や、経営が厳しい地域では実態上、導入が難しい点に配慮したためである。しかし、持続可能な経営という観点では資産維持費は必要であり、法適用の推進とセットで考えるべきである。
- 資産維持費の計上方法については、法定耐用年数ではなく管路の実耐用年数によって考える

べきではないか。

- 今後、資産維持費の重要性は増すと考える。人口が減少する中で施設更新を行うのであれば、積立が必要。ただ、水道は古くから資産維持費という考え方があったが、下水道は骨太の方針2016の記載を受けて、検討されたものであり、歴史が浅い。引当金とするのもある意味では分かりやすいのではないか。
- 資産維持費は持続可能な経営の観点から必要と思うが、長期前受金戻入の扱いが団体によって異なっており、まずこの点の考え方を統一すべきと考える。長期前受金戻入分の有無で料金回収する減価償却費が変わってくる。事業によっては、資本費を抑制するための補助金も多いが、長期前受金戻入をしないとするとその分多く回収していくということになる。
- 水道事業及び電気事業の指標については、紹介されている指標では経営実態が分かりづらい。全国比較はできるが、住民や議会に説明できるものではないと考える。経営実態を把握するには、例えば、水道であれば法定耐用年数ではなく資産のコンディションを明らかにすることが重要ではないか。また、こうした指標の分析は、小規模団体では負担が大きいのではないか。
- 「給水原価」などの算出方法では、「長期前受金戻入」の状況によって回収する原価が変わる。また、資料3において示されている式だと、水道では公費が充当される分が原価から控除されず、簡易水道では料金回収率が低く算出されてしまうため、決算書類に記載するのであれば、注記が必要ではないか。
- 水道は地形や水源により、保有する資産が異なり、水源が少ない場合等は、管路延長が長くなるなど、人口規模に基づく類似団体で比べるのが適切かは悩ましい。指標については、日本水道協会などの関係団体と意見交換を行いつつ、研究していきたい。
- 資料1のP.9において、「料金改定に当たり経営戦略に資産維持費を含む原価計算の内訳を記載」とあるが、料金改定をするときに限らず、毎年の進捗確認の中で見られるようにすべきではないか。その際、決算書類に記載すると監査対象となってしまう、団体にとって負担となるため、まず経営戦略に原価計算表を組み込み、段階的に事業報告書に入れていくということもありではないか。
- 原価計算表は、地方公営企業法第21条の料金に関する基本原則が実現されているかの判断材料であり、各自治体の議会が予算の中で適正な料金水準かきちんと確認することが望ましい。
- 経営戦略に原価計算表を組み込むという方針に賛成。その際、「予算統制」という直営企業

の制度特性を意識し、経営戦略を予算の説明資料（令 12 条の 2）に添付するという形が想定されるのではないかと。

- 原価計算を示すということは原価計算期間や原価計算の構成が明確になる。この中で、資産維持費を項目として明確化することが必要であり、各自治体の事情で算入しないのであれば、そういう選択をしたということを明確にすべきではないか。
- 積立について、利益剰余金の扱っただけではなく、資産側の現金預金についても、条例で基金に積み立てるか、条例設置のハードルが高いのであれば、長期積立預金とするなど、施設更新以外で使わないものだと分かるようにしてもらおうと良いのではないかと。また、そうした事例について、総務省の優良事例集の中で紹介をしてみてもどうか。
- 議会との関係では、一般財源としての負担が議論に上がり、繰出基準が重要になる。一律に決めることがいいのか。一律に設定できるのかということは気になる。現状、繰出基準が示されているが、そのときの財政状況次第で、基準通り一般会計が負担するわけではない。基準を明確に持つことと、繰出しをいかに担保して健全経営をしていくかが気になる。
- 繰出基準は地財措置をする上での基準であり、実際にどれだけ繰り出すかは各団体の判断である。繰出しは首長の経営判断でできるものだ。
- 耐用年数が物理的に延びており、償却期間の見直しを考える必要があるのではないかと。
- 「経営成績」の評価とあるが、経営成績というと、PL がイメージされるため、BS や施設の状態なども含めた評価として、別の表現にすべきではないかと。

<広域的な連携や都道府県等の補完等による小規模団体の取組の支援について>

- 例えば、水道事業のデジタル化、人材の確保育成等を広域連携で取り組むことや、電気事業が再生可能エネルギーの供給拡大を図る中で水道事業を支援することなど、地域のさまざまな課題に対して公営企業だからこそできることを打ち出していくべき。
- 山元町・横浜市・横浜ウォーターの取組のような事例が今後もっと出てくるとよいと思う。都市部と地域で、遠隔地であってもサイバー空間で連携することができ、今後はそのマッチングが課題となるのではないかと。
- 専門職員の確保は、市町村に限らず県であっても厳しい地域もある。人材のシェアも大事だが、デジタル化を進めて、本当に必要なところに人材を配置することが重要ではないかと。各地

域の特性に応じて必要な支援をする仕組みや支援のバリエーションが必要ではないか。

- カーボンニュートラルについても、今後、公営企業の対応が求められることが想定され、広域的な対応や、公営企業以外の事業者との連携を考えないといけないのではないか。

<報告書 骨子案について>

- 下水道財政研究会において、今後の高資本費対策は、法適用する事業について財政支援するという話が出ていた。しめつけではなく、条件不利地域を支えるに当たり、経営戦略の策定と法適用は行って欲しい、というニュアンスを報告書に入れるべきではないか。